

公共下水道排水設備指定工事店の申請及び更新方法

1. 指定の基準

- (1) 営業所ごとに、責任技術者として大阪府下水道協会の登録を受けた者が1名以上専属していること。
- (2) 機械器具を有すること。
- (3) 大阪府内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当って必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができないものとして町長が定めるもの。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの。
 - ウ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの。
 - エ 不正行為等により責任技術者の資格を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの。
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当するものがあるもの。

2. 添付書類

- (1) 上記1の(4)のいずれにも該当しないものであることを誓約する書類。
- (2) 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し。
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図。
- (4) 機械器具を有することを証する書類。(配管工具、土工具、保安用具等を記入。)
- (5) 責任技術者及び従業員の名簿及び責任技術者証の写し。
- (6) 工事経歴書(過去2年分)

3. 申請手数料 (1 件につき)

※手数料の納付については、指定工事店の指定通知にてご案内します。

〔新 規〕 1 5, 0 0 0 円

〔更 新〕 1 5, 0 0 0 円

4. その他

- (1) 令和4年4月から申請書、誓約書への押印は不要となりました。
ただし、誓約書に関しては本人の誓約であることを担保するために署名をお願いします。本人が手書きできない場合は、記名押印による代替措置も可とします。
- (2) 郵送での申請も受け付けます。
- (3) 指定工事店証の郵送を希望される場合は、返信用封筒（A4 の用紙が入る大きさ）に宛先・宛名を明記のうえ、切手を貼って申請時にご提出ください。

年 月 日

能 勢 町 長 様

申請者) 住 所
氏 名

排 水 設 備 工 事 指 定 事 業 者 申 請 書

排水設備工事指定事業者としての指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

1 所在地及び代表者氏名

- ① 所 在 地)
- ② 商 号)
- ③ 代 表 者 氏 名)

2 事業の内容

3 事業所の所在地（別紙 見取図を添付すること）

4 その他関係書類（下記の書類を添付すること）

- ① 責任技術者及び従業員の名簿(任意様式)
- ② 工事経歴書(任意様式)
- ③ 所有器具調書(別紙 様式による)
- ④ 住民票(法人にあつてはその定款及び法人登記簿謄本)
- ⑤ その他、町長が特に必要と認める書類

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店申請者及びその役員は、能勢町排水設備工事指定事業者に関する規則
第3条第1項第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

【申請者】

営 業 所 名

営業所所在地

代表者氏名

能 勢 町 長 様

(注) 新規指定の場所以外は、「営業所名」は「指定工事店(商号)」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

平 面 図

面積 m^2

付近見取図

線 駅下車 バス・徒歩 分

- (注)
- 1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
 - 2 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
 - 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
 - 4 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店」と読み替える。

機械器具を有することを証する書類

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考

(注)種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」の別を記入すること。